

# 土砂災害防止に関する啓発パンフレット提供要領

## 1 趣旨

この要領は、地域の防災訓練や防災フェア等への参加者に対して、土砂災害防止に関する知識の広報を行い、避難に役立つ情報等の普及・啓発を目的として、広島県砂防課（以下「砂防課」という。）が所有する土砂災害防止に関する啓発パンフレット（以下「パンフレット」という。）を提供する場合の取扱いについて定めるものとする。

## 2 提供対象

パンフレットは、県内の市町、企業、または民間団体等（学校、自治会、防災士や自主防災組織等含む。）が、防災に関するイベント（防災フェア、防災訓練、講習会）等（営利を目的としないものに限る。）において使用する場合に提供することとする。

## 3 提供部数

提供部数は、1回のイベントで100部以内とする。それ以上の部数を希望する場合は、別途、砂防課と協議を行うこととする。

## 4 提供の申込み

パンフレット提供の申込みを行う者は、土砂災害防止啓発パンフレット提供申込書（様式-1）に必要事項を記入の上、事前に砂防課に提出するものとする。

## 5 提供に関する費用等

パンフレットの提供は、無料とし、広島県砂防課で開庁日（9時～17時の間）の引渡しを原則とする。但し、提供に伴う送料等が発生する場合は、原則、申込者が負担することとする。

## 6 著作権

申込者は、パンフレットに記載内容の著作権を侵害し、広報以外の目的でこれを使用してはならない。

## 7 使用完了届

申込者は、パンフレットの使用が終わったときは、土砂災害防止に関する啓発パンフレット使用完了届（様式-2）を提出しなければならない。

## 8 その他

この要領に定めのない事項については、申込者と砂防課の協議により決定するものとする。

## 附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。